特定第二種国内希少野生動植物種の選定の進め方について

1. 種指定のスケジュール

- 特定第二種については、今年度、選定の考え方について整理し、候補種を選定した上で 先行指定を行う。
- 本格的な指定については、2021年度以降を想定する。

2. 候補種選定の考え方(案)

○ 候補種の選定に当たっては、種の保存法第4条の要件及び希少野生動植物種保存基本方針に定めた要件や、制度の趣旨を踏まえ、一次選抜では、指定条件への合致を確認し、二次選抜では、優先的に先行して指定を進めるべきかどうかの優先度を決定する。

(1) 一次選抜:指定条件への合致

種の保存法第4条第6項	条件
<第一号> 種の個体の主要な生息地若しくは 生育地が消滅しつつあるものであ ること又はその種の個体の生息若 しくは生育の環境が著しく悪化し つつあるものであること。	□個別に判断する
<第二号> 種の存続に支障を来す程度にその 種の個体の数が著しく少ないもの でないこと。	□レッドリストカテゴリー・判定基準を活用 □個体数基準である C・D を用いるものは対象外 □基準 A (個体群の減少)・基準 B (出現範囲・生息地面積の僅少等)・基準 E (数量解析による絶滅の可能性)を用いるものから選定 □通常の国内希少野生動植物種指定が適当な CR より EN・WU の種を優先する
<第三号> 繁殖による個体の数の増加の割合 が低いものでないこと。	□両生類、魚類、昆虫類は基本的に適合すると判断する □維管束植物等のその他の分類群については 次年度以降に検討する
<第四号> 国際的に協力して種の保存を図る こととされているものでないこと。	□ワシントン条約附属書 I 掲載種 (留保種以外) 及 び渡り鳥等保護条約に基づく通報種以外が対象

- ○特定第二種の規制内容との整合性:「捕獲」又は「管理放棄」が減少要因の種
- ○運用面での整理:非漁業対象又は流通量が多すぎない種

(2) 二次選抜:特に優先して指定を検討すべき種

- ①対策効果(流通規制の効果が高い種/生息環境の維持又は改善の効果が高い種)、
- ②ハビタット条件(里地里山等の二次的自然)、③波及効果(他種の保全への貢献)、
- ④普及啓発・調査研究の推進(フラッグシップ種等)、⑤保全活動(保全活動が期待できる種)の複数条件に合致した種の優先順位を上げる。

絶 滅 危 惧 種 (CR・EN・VU、学名あり)

注: <u>下線部</u>は環境省RDBで機械的に判断 それ以外の部分は有識者判断を要する

■一次選抜

特定第二種候補種の絞り込み(国内希少種や特定第一種との棲み分け)

①前提条件

- ・種の保存法第4条第6項の条件への適合
 - →第1号:個別に判断 →第2号:レッドリスト判定基準AB及びE
 - →第3号:両生類・魚類・昆虫類は適合 →第4号:CITES付属書 I 掲載種以外
- ・生息地保全の効果(開発圧の有無を含む)

②特定第二種の規制内容との整合性

- ・捕獲採取圧及びそれに付随する取引の有無
- ・国内希少種指定では規制が厳しすぎる種(種の存続に管理行為が必要な種等)

 $\overline{+}$

③運用面での課題

- ・野生個体に頼らない養殖栽培技術の有無
- 大きな市場の有無

■二次選抜

特に優先して指定を検討すべき種の絞り込みに当たっての検討事項

①対策効果(期待される効果の明確化)

流通規制の効果が高い種 (販売・頒布目的の捕獲や流通が 主な減少要因になっている種)

生息環境の維持又は改善の効果が高い種

②ハビタット条件

- ・里地里山等の二次的自然に主に分布する種
- ・環境保全上重要な地域(重要里地里山等)に分布する種

③波及効果

・生息地に他の絶滅危惧種も多数生息し、本種の保全が他の種 の保全にもつながる種

④普及啓発・調査研究の推進

- ・環境教育等(調査研究含む)に活用されることの多い種
- ・当該地域に生息する代表的な種(フラッグシップ種)
- ・かつて身近に生息し、一般にも比較的広く認知されている種

5保全活動

- ・保全活動が活発に行われている又は行われる可能性のある種
- ・都道府県や市町村と連携して保全を進めることができる種

|種を知っていただくために適切な種であ

るか

観

定第

保全対策の拡充

指定による効

先行指定の候補種の抽出